

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 1 月 8 日 (金) 第172号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定の辞退 (社会福祉課取扱い) 3
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談
支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (工業技術センター取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県選挙管理委員会委員の就任 (選挙管理委員会取扱い) 5
- 鹿児島県選挙管理委員会委員長の就任 (選挙管理委員会取扱い) 5
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 5

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (2件) (監査委員事務局取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第 2 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
西之表市国上字櫻ヶ岡89番 1
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之

表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和3年1月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
西之表市現和字下御山5956番1，5956番24
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和3年1月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町神子字桑木ヶ河内4687番1，4687番2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年1月8日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
ゆのもと記念病院	日置市東市来町湯田3614番地	令和 2 年 9 月 20 日
ゆのもと記念病院 (歯科)	日置市東市来町湯田3614番地	令和 2 年 9 月 20 日
長島調剤薬局	出水郡長島町鷹巣1833	令和 2 年 10 月 31 日
長島町国民健康保険鷹巣診療所	出水郡長島町鷹巣1814番地	令和 2 年 10 月 31 日
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	令和 2 年 11 月 30 日

鹿児島県告示第 6 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人誠心会	日置市東市来町湯田3614番地	ゆのもと記念病院	日置市東市来町湯田3614番地	令和 2 年 9 月 20 日	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
社会福祉法人奄美市社会福祉協議会	奄美市名瀬長浜町 5 番 6 号	奄美市社協住用訪問介護事業所	奄美市住用町西仲間 65 番地	令和 2 年 9 月 30 日	訪問介護
社会福祉法人奄美市社会福祉協議会	奄美市名瀬長浜町 5 番 6 号	奄美市社協笠利訪問介護事業所	奄美市笠利町万屋 1255 番地 1	令和 2 年 9 月 30 日	訪問介護

鹿児島県告示第 7 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	辞退年月日
はやと形成外科クリニック	霧島市隼人町眞孝字皆淵2540- 3 - 1	令和 2 年 10 月 15 日

鹿児島県告示第 8 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日	サービスの種類
グループホームすまいる	曾於郡大崎町永吉8355番地 2	令和 2 年 9 月 1 日	認知症対応型 共同生活介護

鹿児島県告示第 9 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（4級基準点測量及び地形測量）
- 2 作業の期間 令和2年12月22日から令和3年2月26日まで
- 3 作業の地域 垂水市牛根境地内及び霧島市福山町福山地内

大隅地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

令和 3 年 1 月 8 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
複合型障がい施設相談支援事業所未里	鹿屋市西原二丁目34番21号	株式会社ヴィレッジ	鹿屋市寿五丁目14番25号	内野 匡章	令和 2 年 12 月 14 日	地域移行支援・地域定着支援

公 告**落札者等の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県工業技術センター所長 瀬戸口眞治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
万能実大強度試験機 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県工業技術センター庶務部
霧島市隼人町小田1445番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
サツマ薬品株式会社
鹿児島市西千石町10番5号
- 5 落札金額
78,100,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和 2 年 10 月 27 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号

令和 2 年 12 月 22 日に次の者が鹿児島県選挙管理委員会委員に就任した。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

住 所	氏 名
鹿児島市伊敷台一丁目 34 番 1 号	松下 良成
鹿児島市伊敷台三丁目 15-22	前田 和博
鹿児島市吉野町 2808-5	永山 恵子
鹿児島市大竜町 6-19	大倉 洋代

鹿児島県選挙管理委員会告示第 2 号

令和 2 年 12 月 22 日開催の委員会において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 187 条第 1 項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

住所 鹿児島市伊敷台一丁目 34 番 1 号

氏名 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第 3 号

平成 24 年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表に次のように加える。

326	公益社団法人昭和会いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43 番 25 号
-----	--------------------	-------------------

監査委員公表

監査委員公表第 1 号

令和 2 年 10 月 6 日付け監査第 100 号の監査結果に基づき、令和 2 年 11 月 20 日付け鹿教総第 527 号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 8 日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大 蘭 豊
同	寺田洋一
同	成尾信春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
総務福利課	平成 29 年度の教職員住宅入居料の徴収事務に誤りがあり、令和元年度に返納しているものがある。 (1 件 14,800 円)	住宅を管理する各所属に入居料一覧表を送付し、入居料と徴収額との照合を徹底するよう指導した。 また、入居料改定を行った住宅については、所属だけでなく当課においても、徴収額に誤りがないか確認を行うこととした。

教職員課	平成30年度に支払うべき旅費を令和元年度に支払っているものがある。（2件 14,760円）	旅費の支払手続きについては、旅行完了後は、速やかに日時、出張地等を確認し、确实かつ速やかに処理を行うこととした。
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は1億1,175万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の未収債権については、奨学資金返還用の納入通知書送付時に、文書により返還方法等を周知するなど返還意識を高めるとともに、生活困窮等による納入困難者には、免除制度の周知を図り、新規発生の未然防止に努めている。 また、未納者に対しては、督促状を発送する際に未納状況を示し返還計画の提出を求めることに加え、自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納付指導をするなどして、未収債権の解消に努めている。
鹿児島教育事務所	平成30年度の給料の調整額に誤りがあり、令和元年度に支出・返納しているものがある。（2件 145,156円）	学校事務指導や管理職研修会等において、過年度支出及び返納の状況や防止策について説明し、各学校において正確かつ適切な事務処理を行うよう指導した。 また、毎月の給与支給状況の確認や学校事務支援室での相互チェック及び実効性のある自主検査の実施についても併せて指導した。
大隅教育事務所	平成29年度から平成30年度までの給料及び給料の調整額に誤りがあり、令和元年度に支出・返納しているものがある。（5件 140,721円）	1 復職日現在の給料査定については、該当者の確認を、正副担当により确实に行うよう指導した。 2 給料の調整額については、市町教育委員会及び学校長へ調整額発令を十分に確認するよう指導するとともに、所内において給与支給内訳書等により支給状況の確認を徹底するようにした。

監査委員公表第2号

令和2年10月6日付け監査第101号の監査結果に基づき、令和2年11月20日付け鹿公委会第38号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年1月8日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大 藪 豊
同 寺田洋一
同 成尾信春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
警察本部	パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。（2件 県負担額 117,615円）	1 事故当事者に対する個別指導を行うとともに、各種会議や研修の場において、再発防止の指示・教養を実施した。 2 過去の事故分析の結果、「飲料こぼし、画面損傷、落下」が主な原因となっていることから、それぞれの原因別に考えられる防止策

		に関する教養資料を全職員に配布したほか、日々の継続的な注意喚起を図るため、スクリーンセーバーに事故防止を呼びかける標語の掲載や、搬送時の落下防止のための搬送用トレーを整備し、再発防止に努めた。
	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(5件 県負担額110,544円)	1 各種会議や研修の場において、具体的な事故事例に基づく再発防止の指示・教養を実施した。
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(6件 県負担額338,280円)	2 出発時、職員に対する安全運転に関する声かけを実施した。
		3 全所属に運転訓練指導マニュアルを示し、事故当事者の運転技能向上に資する最も適した訓練課題を選定し運転訓練を実施した。
		4 県下の交通事故分析結果に基づき、後退時の降車誘導及び運転訓練を実施した。
奄美警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(3件 県負担額80,920円)	1 朝礼や各種会議において、具体的な事故事例に基づく再発防止の指示・教養を実施した。
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(5件 県負担額490,060円)	2 出発時、職員に対する安全運転に関する声かけを実施した。
		3 自動車学校の技能コースを利用した安全運転訓練を実施した。
		4 県下の交通事故分析結果に基づき、後退時の降車誘導及び運転訓練を実施した。
		5 警察本部主催の、緊急自動車の運転に従事予定の職員に対する安全運転特別教養訓練に、署員を参加させた。